

# 「北海道健康づくり協働宣言」実施団体登録要領

## 1 目的

平成25年3月に策定した「北海道健康増進計画 すこやか北海道21」（以下「すこやか北海道21」という。）を推進するため、「北海道健康づくり協働宣言」（以下「協働宣言」という。）の実施団体の登録について必要な事項を定める。

## 2 対象

道民の健康づくりを支援する北海道内の関係機関、関係団体、企業等（個人を除く。以下、「団体」等という。）。

ただし、次の各号のいずれかの事項に該当するものは対象外とする。

- (1) 法令等に違反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動を助長するおそれのあるもの
- (4) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (5) 健康づくりの支援が一部の道民や団体等の職員・社員等に限定されるもの
- (6) その他協働の対象とすることが適当でないと認められるもの

## 3 登録要件

団体等の営利活動とは別に、または付随して、「すこやか北海道21」の趣旨に基づき、健康づくりに関する情報を道民に普及啓発するなど、健康づくりに関する具体的な取組を行っていること。

## 4 申込方法

様式1「北海道健康づくり協働宣言」実施団体申込用紙及び団体での取組内容がわかる資料等を添付の上、保健福祉部健康安全局地域保健課（以下「地域保健課」という。）に提出する。

## 5 審査及び登録

申込みのあった団体等については、3の登録要件に基づき審査し、適当と認めた団体等を登録する。

また、登録した団体等には、別添「北海道健康づくり協働宣言」実施団体登録証を交付し、地域保健課ホームページに団体名や取組内容を掲載する。

## 6 登録内容の変更

「協働宣言」実施団体は、申込内容に変更があった場合は、様式2「北海道健康づくり協働宣言」実施団体変更届を地域保健課に提出することとし、登録証の記載事項に変更が生じた場合は、新たに登録証を交付する。

## 7 登録の取消

「協働宣言」実施団体としての登録を辞退する旨の申し出があり様式3「北海道健康づくり協働宣言」実施団体登録取消届の提出があったとき、または、登録要件に合致していないことが確認されたときは、登録を抹消する。

## 8 北海道への取組状況の報告

「協働宣言」実施団体は、その取組状況について、様式4「北海道健康づくり協働宣言」実施団体活動報告書により、翌年4月末日までに地域保健課へ報告をすること。

## 9 その他

企業が特定の自社商品等に「協働宣言」の文字をロゴ等で使用することは厳禁とする。

附則 この要領は、平成23年3月4日から施行する。

附則 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成31年4月8日から施行する。

附則 この要領は、令和3年6月28日から施行する。